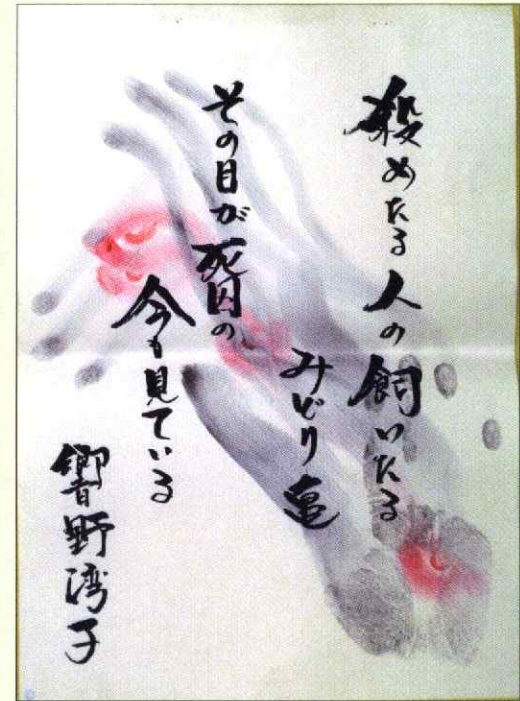


これまでに4人もの死刑執行命令を出し命を奪った 山下貴司法相の地元・岡山で

死刑制度を考える



11月28日(土) 午後から

岡山市勤労者福祉センター大会議室 岡山市北区春日町5-6

朗読劇 ぼくらはみんな生きている 死刑囚のくらしといのち

秋本大介・鍋島唯衣

講演：澤 康臣 (ジャーナリスト、早稲田大学教授 (ジャーナリズム論)) 他 交渉中

主催：死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム 90

図版は山下法相によって死刑を執行された庄子幸一さん、河村啓三さんの作品

庄子幸一 (響野湾子) さん、河村啓三さんの著作はインパクト出版会から刊行されています。

第2次高市早苗改造内閣に任命された山下貴司法相は、かつて法務大臣だった2018年、19年に11ヶ月の間に4人の死刑執行を行なっている。
18年12月27日の河村 (岡本) 啓三さん、末森博也さんの死刑執行後の記者会見で以下のように話す。「刑の執行停止、再審事由の有無など、刑の執行を妨げる事由がないこと等について、慎重な上にも慎重な検討が必要になります。法務大臣として、そのような法の峻厳さと正面から向き合い、慎重な上にも慎重な検討を加えた上で、死刑の執行を命令した次第です」。
しかし彼が就任したのは10月2日、就任3か月に満たない時間で「慎重な上にも慎重な検討」ができたはずもない。河村さんの弁護士団が再審請求中の死刑執行は弁護権の侵害として提訴し、国賠訴訟で争われている。翌19年8月2日、山下法相は庄子幸一さん、鈴木泰徳さんの2名の死刑を執行した。彼はこの時も常套句を記者会見で語る。

「これらの事件につきましては、裁判において十分な審理を経た上で、最終的に死刑判決が確定したものです。我が国が法治国家である以上、確定した司法判断につきましては、その執行を妨げる事由がない限りは、厳正に執行されなければなりません」。

この時執行された庄子幸一さんは再審請求中だったが、「その執行に関しては、刑の執行停止、再審事由の有無など、刑の執行を妨げる事由がないこと等について、慎重な上にも慎重な検討」をしたというが、再審事由の有無は司法が判断することだ。法相の権限ではない。

死刑執行を命令し、人の命を奪う冷酷さとはどこから湧いて出るのだろうか。それは死刑囚も同じ血の通った人間と見ていないからだ。庄子幸一さんは響野湾子という筆名で06年から執行された19年までに獄中で膨大な数の短歌、俳句、詩を書き残した。「死刑廃止のための大道寺幸子・赤堀政夫基金 死刑囚表現展」で高い評価を得て、毎年賞を贈られ、没後『深海魚 響野湾子短歌集』としてまとめられている。また河村啓三さんは自分の幼少期から事件を犯すまでの歩みを捉え返し、なぜこんな残酷なことができたのかを考え続けた。獄中で仏門に帰依し3冊の本を著した。こうした彼らの表現作品を読み、あるいは絵画作品を見て、身近に彼らを息吹きを感じ取れさえすれば、とても死刑の執行を命令することはできなかっただろう。